（改善状況報告書）

令和　　年　　月　　日

小平市長　殿

社会福祉法人

理事長

一般監査結果通知書による指摘事項の改善状況について（報告）

令和　年　月　日付平健生発第　　　号により通知のあった一般監査結果通知書の

改善を要する事項について、別紙のとおり報告します。

（別紙）

改　善　状　況　報　告　書

法　人　名：社会福祉法人

所　在　地：小平市

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改善を要する事項 | 改善状況又は方策 | 改善の時期(期限) |
| Ⅰ　運営・事業 |  |  |
|  |  |  |
| Ⅱ　会計 |  |  |
|  |  |  |

【記載上の注意】

○改善を要する事項：一般監査結果通知書の「１　文書指摘事項」に記載された「改善を要する事項」の全文を転記すること。（根拠法令等の転記、記載は不要）

○改善状況又は方策：改善を要する事項別に、その改善状況又は方策について、具体的に記載すること。

○改善の時期(期限)：「○月○日に改善済」、「○月○日までに改善する予定」等、具体的に記載すること。

（別紙）

記載例

改　善　状　況　報　告　書

一般監査結果通知書の

「改善を要する事項」をそのまま転記してください。

（根拠法令等の転記は不要です。）

法　人　名：社会福祉法人○○会

所　在　地：小平市○○町○―○

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改善を要する事項 | 改善状況又は方策 | 改善の時期(期限) |
| Ⅰ　運営・事業 |  |  |
| １　評議員会の決議を適正に行うこと。  理事及び監事の報酬等の額（全員又は一人当たりの上限額又は確定額）は、定款に定めのない場合、評議員会の決議によって定めることとされている。しかし、貴法人は、理事及び監事の報酬等の額について評議員会の決議により定めていない。ついては、理事及び監事の報酬等の額について、それぞれ評議員会の決議により定めること。 | 理事及び監事の報酬等の額について、理事会の承認を経て、評議員会において決議する。 | 12月に評議員会を開催し決議することにより改善予定 |
| ２　○○すること。  法人は、○○こととされている。  しかし、貴法人は、○○に当たって○○されていない。  ついては、○○すること。 | ○○について、○○の承認を経て、○○において決定する。 | ○月○日改善済  （別紙①参照） |
| ３　○○すること。  法人は、○○こととされている。  しかし、貴法人は、○○されていない。  ついては、○○すること。 | ○○について、○○により、○○する。 | ○月下旬改善予定 |
| Ⅱ　会計 |  |  |
| 該当なし |  |  |

【記載上の注意】

○改善を要する事項：一般監査結果通知書の「１　文書指摘事項」に記載された「改善を要する事項」の全文を転記すること。（根拠法令等の記載は不要）

○改善状況又は方策：改善を要する事項別に、その改善状況又は方策について、具体的に記載すること。

○改善の時期(期限)：「○月○日に改善済」、「○月○日までに改善する予定」等、具体的に記載すること。

**改善状況報告書については、小平市ホームページの下記ページ内に掲載されている様式に入力のうえ提出していただくこともできます。**

<https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/036/036979.html>

（トップ > 健康・福祉 > 地域福祉・その他 > 事業者の方へ > 社会福祉法人の認可・指導監査など

> 社会福祉法人の認可・指導監査など）